

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第165号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年5月11日 23時30分ごろ	
発生場所	高知県須崎市須崎港 須崎市所在の山崎鼻灯台から真方位013°2,200m付近 (概位 北緯33°24.1′ 東経133°17.7′)	
事故等調査の経過	平成23年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{えいせい} 栄勢丸、171トン	
船舶番号、船舶所有者等	128780、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷ハンドレールに折損及び曲損 岸壁 なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、燃料チップ約460tを積載し、須崎港の岸壁に着岸作業中、目視により機関を使用して岸壁に接近していたところ、平成23年5月11日23時30分ごろ右舷船首部が岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の末期、海上にもや	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、須崎港の岸壁に着岸作業中、船長が、岸壁との距離の目測が適切でなかったことから、行きあしの制御が遅れ、岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、須崎港の岸壁に着岸作業中、船長が、岸壁との距離の目測が適切でなかったため、行きあしの制御が遅れ、岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	